

## 第 2 4 号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）5月31日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

元号を改める政令の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(平成30年中野区条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第6号）

新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>令和元年度から令和5年度まで</u> 13,000円</p> <p>4～6 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>平成31年度から平成35年度まで</u> 13,000円</p> <p>4～6 （略）</p>